

2023年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

2023年7月27日（木）

愛知県障害者自立支援協議会

2023年度 第1回 愛知県障害者自立支援協議会 議事録

1 日時

2023年7月27日（木）午後1時から午後3時10分まで

2 場所

愛知県自治センター 12階 会議室E

3 出席者

岩田圭司委員、内村紀子委員、江川和郎委員、大石明宣委員、木本光宣委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、坪井重博委員、長坂宏委員、中住正紀委員、新美貴久委員、松崎俊行委員、松下直弘委員、山田法子委員、渡邊久佳委員
15名

(事務局)

障害福祉課長ほか

4 開会

<障害福祉課長挨拶>

<委員紹介>

<資料確認>

鈴木会長

皆さん、こんにちは。本日もお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。この協議会は、愛知県における障害のある方々への支援体制に関して、課題を共有し、体制の整備に向けた協議を行う場であります。委員の皆様方におかれましては、この趣旨を御理解いただき、会議が充実したものとなりますよう御協力をお願いいたします。また、今回、あいち障害者福祉プラン2021-2026の改訂についても議題となっております。御遠慮なく御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。本日の会議の内容は、皆様のお手元の次第にありますように、議題が2件、報告事項が6件となっております。会議の終了時刻は午後3時を予定しております。委員の皆様方の御協力をいただきましてスムーズに会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それでは早速、議題に入ります。議題

(1)愛知県自立支援協議会専門部会の活動状況についてのうち、人材育成部会から始めたいと思います。小島部会長、よろしくお願いいたします。

議題

(1)愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について

人材育成部会

人材育成部会 小島部会長

人材育成部会は6月に第1回を実施しておりますので、その御報告になります。資料1に沿って御説明します。議題は二つありまして、一つ目の議題が昨年度と今年度の県障害福祉関係研修についてです。昨年度の研修の実績の確認と、今年度の予定の確認ということになりますけれども、委員からの主な意見として、いろいろ一覧で昨年度の研修を見ていったときに、委員の中でも見聞きしたことがない研修も散見されるということで、周知の方法がどうなっているのかという意見や、新型コロナウイルス感染症の感染防止の関係で、オンデマンドという方法が非常に普及して幅広い職員が参加できるようになった一方で、参集形式ということも今後どう考えていくのかというような意見も出ております。これについては議題2に関係しますので、そちらでまた改めて触れさせていただきます。他にも、研修を個人が受講するというだけではなくて、それをいかに地域に持ち帰るかというところまで考慮する必要がある研修もあるのではないかとといったことや、当事者向け研修というものが昨年度から開始されていますが、非常に申し込みが多かったということが話題になりました。また、研修後のアンケートの結果をもう少し部会の方でも共有すると、いろいろと意見が出るのではないかとといった意見や、受講した後、講師養成に繋がるというようなことも加味する必要があるのではないかと意見が出ております。今後の課題として、最初に申し上げた周知方法について、改善を図っていくべきだということと、地域の還元ですとか、講師養成ということでそれぞれ受講者の方が受講して終わるというだけではなく、いかに地域に持ち帰り、地域でまた取り組んでいくかということが必要な視点であるということが話し合われました。繰り返しになりますが、講師等の人材養成も研修を行いながら図っていく必要があるということが課題として挙がっております。

続いて、議題2ですけれども、先ほども申し上げました、オンライン活用についてです。特に資格取得研修を中心に話をしております。当初は感染防止の観点から、オンラインが普及しました。現在、新型コロナウイルス感染症については、また少しずつ感染の方が増えてきているというお話はありますが、一旦の対応としては一区切りついている中で、今後どう考えていくかということを議論しました。委員からの主な意見としまして、メリット、デメリットとして、それぞれ皆さん思い浮かぶようなお話ですけれども、メリットとして複数人数が参加しやすいですとか、移動時間を省略できる、繰り返し視聴が可能で学習効果が上がるというような意見もいただいております。一方で、デメリットとしまして、

研修をお手伝いいただく方が、本来の講師としての役割以上に、オンラインを駆使する技術も必要とされるというようなこともあります。また、慣れない方ですと操作に戸惑ったりすることもありますし、あるいは人によっては片手間で研修が受講できてしまうこともあるのではないかとということが挙げられています。今後、参集とオンラインを併用することになっていくかとは思いますが、オンラインの活用の仕方について、一定の目安が示せると良いのではないかとというのが今回議題として取り上げた理由になります。実際には今後、部会の方でどのような目安を示すことができるかということをお話し合っていくこととなりますが、もともと感染防止の観点でオンラインは取り入れられ、ただ、実際にやってみて、様々な利便性が感じられたこともあります。利便性自体は大切かと思いますが、研修効果と利便性を考えたときに、当然、研修効果を重視しなければならないというようなこともあるかと思しますので、ではその基準をどう作っていくかということ、今後考えていきたいということが第1回の部会で確認したところです。

鈴木会長

ありがとうございました。では、ただいまの説明について御質問、御意見ございませんでしょうか。松下委員、お願いします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。御説明ありがとうございました。感想と意見になりますが、当事者向けの研修は、取組として価値も高く、引き続き、ぜひやっていただければと思います。また、それだけ関心が高いということであれば、やはり地域ごとでの実施というものも必要だろうということを改めて感じました。各市町村の自立支援協議会としての研修や人材育成の部会があるかと思いますが、その中でもこういった取組が必要になるだろうという感想を持ちました。次にいくつか御提案になります。議題1と議題2の両方に関わってきますが、講師の養成については長らく課題として話題になっているかと思いますが、それと合わせてその先に研修の企画ができる人材までしっかりと育てていくというような、次のアクションを見据えて考えていく必要あると考えています。私は、サビ管・児発管の養成研修に携わっていますが、ファシリテーターはかなり増えてきました。一方で、ファシリテーターに続いて進行講師を担ってくれる方がなかなか増えてこないという状況があります。ファシリテーターとして参加はされているけれども、私にはまだそこまでの力がないというふうに謙遜なのか、まだまだこれからかあると実際に思われているのか、この辺りはそれぞれ事情があるかと思いますが、進行講師を担ってくれる方が育たないといった状況です。ここは一定の課題かなと思いますが、研修を企画したり運営したりしてこうと思ったときに、この企画をする部分で随分と人が少ないということを実感する機会が多いです。研修を何のために実施するのかという目的意識をしっかりと考えながら企画していくことが必要になりますので、このあたりを共有

できるような場が、これから必要なのではと考えています。それから、課題2のところでもオンライン活用の今後の方向性について御説明いただきました。オンラインでやるのか、対面形式でやるのか、一定の目安を示していければということでしたが、どこかで線引きをするのであれば、その研修が知識を獲得することが目的の研修なのか、あるいはグループワークなどを通じて、参加者が意見を拡散し集約をしていくような形の研修なのかによって、その実施方法を整理すればいいのかなと思っています。そうは言いながらも、サビ管の研修は、令和2年の新型コロナウイルス感染症の1年目の時からオンライン化を進め、グループワークもある程度、オンラインで実施することができています。資料の中にグループワーク中に講師間の意見交換ができないという記載がありますけれども、これはもう1つ別の仕組みをかませ、グループワークをやりながら、講師間の、あるいはオンラインのオペレーターとのやりとりが実際はできています。そのあたりについては、もう少し参考になることがあるかと思っておりますので、関係する方にお声掛けいただいて、情報共有の機会にお呼びいただけるといいのかなと思っておりました。意見として提案させていただきました。

鈴木会長

ありがとうございます。小島部会長、何かありましたらお願いします。

人材育成部会 小島部会長

ありがとうございます。講師育成について、研修の企画ができるところまでというのはおっしゃるとおりだと思います。とりあえずはまず、各グループを担当する演習講師、次に全体を進行する講師という順番になるかと思いますが、当然研修を行う以上、企画をするところまで関わってくださる方もある程度増えていくということは必要です。そうすると、一定の組織化と言いますか、この研修に繰り返し関わっていただく中で、また企画のところにも入ってきていただくということが、いろんな工夫として必要だろうと思って聞いていました。それから、オンラインの部分についても、知識の獲得か、意見のやりとりの相互作用かというところは、確かにまず一番に来る線引きかだと思います。また、愛知県というのは都市部ですので、新型コロナウイルス感染症が発生する前には、例えば相談支援の初任者研修と、サビ管・児発管研修の今で言う基礎研修で、共通の講義を2日間受けるのですが、受講者が多いので、2日間の同じ講義を実際には3回やっていたという経緯があります。例えば、感染防止の観点で普及したオンラインとはいえ、これからまた3回やるのかというと、やはりそこは利便性ということも踏まえて活用していった方がいいと個人的には思いますし、その辺りのバランスも含めて検討していくべきかなと思っております。

鈴木会長

ありがとうございます。その他、御意見や御質問はありますでしょうか。よろしかったでしょうか。当事者向けの研修といった関心が高い部分は、市町村なのか圏域なのかというところで、また工夫をしていただくということになりますし、企画運営を担える講師養成についても、私達が研修を組み立てていく中で御一緒にやっていただけるとありがたい部分かなと思います。また人材育成部会等でも検討しながら、地域アドバイザーさんとも情報共有をしていただければと思います。では、その他発言もないようですので、地域生活移行推進部会に移りたいと思います。長坂部会長、お願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会の活動状況について

地域生活移行推進部会

地域生活移行推進部会 長坂部会長

資料2として、3ページを御覧ください。第1回地域生活移行推進部会の中間の報告になります。大きく三つの議題がありました。地域生活支援拠点等の整備、拠点等の運用状況の検証・検討のための手引き、そしてグループホーム整備促進支援制度についてということで検討させていただきました。

一つ目の地域生活支援拠点等の整備につきましては、第6期障害福祉計画では2023年度末までに各市町村または各圏域におきまして、地域生活支援拠点等を少なくとも一つ確保しつつ、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することになっています。今の状況ですけれども令和5年6月1日現在で整備済みの市町村は54市町村であり、前年度まで未整備でありました3市町は、今年の6月1日に整備済みとなりましたので、県内全市町村において整備されたという状況になっております。運用状況の検証・検討につきましては、令和4年度中に評価済が23市町村、令和5年度中に評価予定が28市町、未定等が3市町です。委員の主な意見としましては、各市町村において地域生活支援拠点等の表面上の整備ではなく、緊急時における受け入れや対応ができるような実効性のある整備に向けた機能の充実を図ることが必要であるという意見がありました。これには、日常生活において障害福祉サービスを利用しておらずどの機関とも繋がっていない人への緊急時における支援が想定されているのかという問いかけが背景にありました。

二つ目として、地域生活支援拠点等運用状況の検証・検討のための手引きについてです。市町村における手引きの活用状況を説明させていただきますと、県が作成した手引きを30市町村において活用しているという回答がありました。また、県が作成した手引きは、令和4年の2月に作成したのですが、その1ヶ月後に、国から手引きが作成されております。その国の手引きの活用状況については27市町村ということになりました。これについて委員の主な意見としては、国と県の二つの手引きが存在している状況を踏まえて今

後どうしていくかというような話がありました。国と県の二つの指標が存在しているということで、評価を実施する上で、どちらを使用したらいいか迷ってしまうようなことが意見として出たりとか、それに対して県の手引きは要点がまとめられており分かりやすいため、例えば県の手引きを教科書、国の手引きを参考書として使用するのはいかがでしょうかといった意見が出ておりました。国の手引きを見られた方は分かると思いますけども、コラムというのがあってとっても分かりやすく具体的に事例が載っています。そういったことで部会としては、県が作成した手引きの扱いについては、市町村における地域生活支援拠点等の機能のさらなる充実が求められている状況から、市町村の意見や活用状況等を踏まえ、今後は県の手引きに県内市町村の取組事例を追加して、手引きの充実を図ってはどうかという意見がありました。

グループホーム整備促進支援制度については、資料に書いてあるようにどういったものかということは度々説明させていただいていますが、今年度は7名の支援コーディネーターを配置して活動を行っています。資料26ページ、資料8を見ていただいた方が分かりやすいかと思います。これについては、後ほど事務局の方から報告がありますが、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査等の実施という今年の事業実施計画となっています。委員の主な意見としては、本制度は、モニタリング調査の対象として日中サービス支援型グループホームが追加されるなど支援の質に重点を置いた取組を行っているという意見とともに、県内のグループホームの数が増加している状況から、グループホームは障害者総合支援法に基づく事業所数の総量規制の対象外ではあるものの、グループホームの充足度を踏まえた上で、量の整備と併せて、やはりさらに質の向上を目指した取組を進めていく必要があるという意見がありました。

全体として、今後のことですが、事務局と調整していくこととなりますが、方向性としては、一つ目の拠点等の整備及び二つ目の拠点等の運用状況の検証・検討のための手引きについては、整備の推進や機能のさらなる充実を図るため、随時、地域アドバイザーから、市町村への助言や人材育成等の支援を行うとともに、第2回の部会において、事例の横展開が図れるよう事務局において各市町村に対して事例収集を行い、事務局案を検討する段取りとなっております。三つ目のグループホーム整備促進支援制度については、グループホームの充足度を踏まえた上で、本制度の名称や内容を含めて、第2回部会で検討するという予定となっております。

鈴木会長

長坂部会長、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について御質問、御意見はございませんでしょうか。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。御説明ありがとうございます。地域生活支援

拠点等に関して、国と県の2つの評価指標が存在していることで、評価等を実施する上で、どちらを使用したらよいか迷ってしまうという御報告をいただきました。これは質問になりますが、県の手引き、あるいは国の手引きを利用したそれぞれの自治体において何か理由があってそれを選んだということなののでしょうか。もし、その点について確認ができていけば、次の展開をしていくために、参考になるのではないかと感じました。どういうことかということ、迷ってしまうという背景には、この事業を整備することについては目標として各自自治体が頑張ったけれども、一方でこれを何のために活用していくのかということについて、もう一步、落とし込みができてないということがあるため、どちらを選べばいいかわからないということになったのかなと想像しました。そうすると、この事業を活用してそれぞれの地域をどう支えていくのかという目標が、各自自治体でしっかりしていると、それを評価するためにどちらの手引きが妥当なのかということでも選ぶこともできたかと思います。迷うということは、もしかしたら、とりあえず整備したけれども、これからどうしていこうかと迷われていたということが実態なのかもしれないというふうに想像したところです。ですので、県の手引きと国の手引き、それぞれ選んだ背景のようところがお分かりになると、県の手引きを充実させていくことに繋がるのかなと感じているところです。もし、そういったことがあらかじめ情報としてあれば伺いたいです。国の手引きが出てきたということですが、先んじて愛知県に関してこういった手引きと評価の方法を議論し、形にしたということ自体は十分自信を持つべきところかと思っておりますので、ぜひ充実していかれるといいと思っております。

鈴木会長

ありがとうございます。部会長あるいは事務局か、どちらかから回答をお願いしたいと思います。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

事務局の方から、よろしく申し上げます。

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

調査において各市町村に手引きの利用状況は調査いたしまして、結果はこの資料の表に記載のとおりですが、一つ一つの市町村についてどうしてそれを使ったかというところまでは聞いておりません。ただ、県の手引きの方がシンプルでポイントが非常に分かりやすくまとめられているというところで、県の方が使いやすいという御意見を書いたところもありますし、逆に国の手引きの方が、事例が細かく載っていて、使いやすいと言っているところもあります。使う自治体さんがシンプルなものを求めているのか、より実態に即した細かい具体的なものを求めているのかということだと思います。両方使っているという市町村もございまして、そんなように利用しているのではないかと感じました。

鈴木会長

ありがとうございます。また、これから手引きを使いながらいろいろと改善を図っていただければと思います。その他に御意見、御質問等あればお願いしたいと思います。内村委員、よろしくお願いいたします。

内村委員

愛知県知的障害者育成会の内村です。グループホームの件ですが、入居されている方が高齢になったり、怪我などで大変になってくると、グループホームを出てくださいというようなお話を時々聞きます。それで、今一度、契約書をしっかり見直すようにしています。将来、病院に通うなどいろんなことがあっても、見ていただけるようなグループホームになるといいと思います。親としては最初から何となく終の棲家とってしまうので、運営される側からすると、最初からハードルを上げられると、ちょっとやれないなと思われてしまうかもしれませんが、親も高齢になってきますので、何とか少しずつ大変になっても見ましようという気持ちになっていただけると、保護者としては大変ありがたいです。その辺りをよろしくお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。御意見として伺いながら検討していただければと思います。その他ありますでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員

愛知県精神障害者家族会連合会の山田と申します。グループホームについては、精神障害の人も徐々にですが、それ以上に家族よりも行政の方がどんどんグループホームのことも考えてくださっており、非常に懇切丁寧には作られています。グループホームは、障害者総合支援法に基づく事業所数の総量規制の対象外ということですが、そういうふう基準を決めるということはどこで決められているのでしょうか。需要と供給と必要性がいろいろあると思いますが、その辺りの検討課題をどういうふうにとめていいのか家族として非常に困ります。急性期医療を超えて病院も短期の入院規制になりますので、すぐに地域に移されていますが、それから見ますとやはり、家族に頼っている部分が非常に多くって、家族も疲弊しながらやっています。今後グループホームを如何に作るべきなのかどうかというのは、また知的障害の方と少し違ったニュアンスがあると思いますが、その辺りについて慎重に、やはり規制をしないでどんどん進めていくべきかということもありますし、利用したものにとっては今のグループホームで対処してますので、その辺りの考察も踏まえて、今後、家族も本当に本気で考えるようなシステムにしていけないと、当事者目線の支援だけでは難しいかなと思っています。

鈴木会長

ありがとうございます。事務局の方で何かこの辺りについて、現状などを教えていただければと思います。

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

総量規制に関しましては、本日御欠席の手嶋委員からも御質問がありますので、また会議の最後でお話ができるかと思いますが、総量規制というのは法律で事業者の規制をできるかどうかの枠組みが定められております。その法律において、大雑把に言うと一般に通所系と言われる事業所に関しては総量規制できることになっておりますけども、居住系と言われるグループホーム等については総量規制ができる対象から外れているということになっております。

鈴木会長

ありがとうございます。また後ほど別件のところで御説明があるかと思いますが、よろしく申し上げます。その他はよろしかったでしょうか。中住委員、お願いします。

中住委員

愛知県精神保健福祉士協会の中住です。一つ教えてください。地域生活支援拠点等の整備についてというところで、委員の方の意見で、緊急時における受け入れや対応ができるような、実効性のある整備に向けて、機能の充実を図ることが必要であるという話がありました。お恥ずかしい話、地域生活支援拠点等がどういう運用になっているのかということが分からないということと、一般的に考えると緊急時はなかなか大変なんだろうなと感じています。ただ、この文章読むと、おそらくそういうことがあるから機能の充実を図ることが必要であるという意見になったと思いますが、それに関して今後、委員会として何か検討していくことがあるのでしょうか。

鈴木会長

はい、ありがとうございました。それでは、長坂部会長お願いします。

地域生活移行推進部会 長坂部会長

当面、委員会として緊急時の受け入れということだけに特化して議論をしていくことにはなっておりません。実態としては短期入所の事業所を持っているところが一生懸命対応しているという状況があります。今回の国の手引きでは、半田市の事例が具体的に書かれています。今日、地域アドバイザーで加藤恵さんがいらっしゃっているので、お話を聞けるといいなと思います。具体的にどういった事例にどう対応しているかということが書かれていますので。部会としては緊急時の受け入れ・対応を含めて、県の手引きを活

用して、各市町村から、実際どんなふうに取り組んでいるかということを出していただき、それを横に広げていこうという話になっています。先ほどからグループホームの話も出ていますが、県から出ている資料を見ると、グループホームは、2019年は432か所でしたが、2023年度は728か所になっています。コロナ禍であっても、300近くグループホームの数が増えているという実態はあります。また、日中サービス支援型というものは、そもそも重度化・高齢化に対応してやっていこうということで出てきたにもかかわらず、あまり質の良くないグループホームが出来上がってしまっているということも、この部会の中ではずっと話し合われてきています。何とかせっかくできたグループホームだから良い方を持って行きたいということで、支援コーディネーターさんたちがモニタリングに入っていくという動きをとろうとしているところです。話はもどりますが、普段、サービスに繋がってない方でも突発的に緊急の対応が必要になることがあり、そこが一番大きな課題ではないかと思っております。そうすると、行政とやはり基幹相談ということで、どんな時間帯であってもどういう時であっても連携し合って、すぐに動かなくてはいけないと思いますが、私たちのような小さな町だと割と動きやすいんですけども、大きな町だとかなりシステムとしてしっかり作っておかないといけないのかなと思います。おそらく半田市さんがその辺りを頑張っていっていらっしゃるのかなと思います。

鈴木会長

半田市の状況について、知多半島圏域の加藤地域アドバイザーから少しお話をお願いしたいと思います。地域生活支援拠点等について、実効性がある整備や、機能充実といった支援体制に関して、お話いただけたらと思います。

知多半島圏域 加藤地域アドバイザー

知多半島圏域の地域アドバイザーをしています、加藤と言います。地域生活支援拠点等の機能については緊急時をいかに緊急時でなくすかというか、緊急時のための支援の体制を持つかというところが大事かと思っております。国の手引きの中では、緊急時・災害時対応プランをそれぞれの利用者さんの方に作成し、行政と基幹相談で共有し、緊急時の支援に活用していくというようなことを入れさせていただきました。それから、半田市では地域生活支援事業の1つとして体験的宿泊事業を設けており、日頃から慣れている放課後等デイサービスといったところで、宿泊の体験をするような新たな事業についても国の手引きの中に入れていただいています。

鈴木会長

ありがとうございます。そうすると、緊急時に受け入れをしてもらえるという部分については、事業所側も体験入所なども含めて質を上げていくような体験をしてもらって、双方が便利に利用できるようにしていくというようなことでしょうか。

知多半島圏域 加藤地域アドバイザー

はい。

鈴木会長

ありがとうございます。この辺りの取組について事務局の方で今、検討している部分などがあれば少しお話いただければと思います。

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

地域生活支援拠点等は、大きく5つの機能がありますが、緊急時の受け入れ・対応も含めてそれぞれ大切だと思っております。県としては、市町村の状況を毎年集めて、情報共有を図っております。それぞれの地域で課題があつて、克服しているところ、これから進めていくところ、いろいろあるかと思っておりますけども、県としては各圏域で地域アドバイザーの方のお力も借りながら進めていければと思っております。

鈴木会長

ありがとうございます。まだまだいろいろなところに課題があるかと思っておりますけれども、課題を出していきながら少しずつでも解決していければと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、お時間の関係もありますので、次に移りたいと思っております。次は医療的ケア児支援部会の活動状況について事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

議題

(1) 愛知県障害者自立支援協議会の活動状況について

医療的ケア児支援部会

障害福祉課医療療育支援室重症心身障害児者支援グループ 都主査

医療的ケア児支援部会について御報告させていただきます。それでは、4ページ資料3を御覧ください。7月5日に部会の1回目を開催しまして、報告事項が3点、議題が1点ございました。時間の都合により報告事項のうち、主に医療的ケア児支援センターの今年度の取組をこちらの資料にて御報告いたします。昨年度設置しました医療的ケア児支援センターでは、相談や関係機関連携、研修などに取り組んでいるところでございますが、今年度から医療的ケア児支援ネットワーク構築事業というものに取り組んでまいります。

1 (1) 趣旨・目的としましては、市町村が地域で暮らす医療的ケア児を漏れなく把握して、必要な施策を講ずることができるよう、医療的ケア児が地域の中核病院を退院して在宅に移行するときに、病院から市町村に情報提供してもらえるよう働きかけるというもの

でございます。具体的には、(2)のとおり情報集約の窓口固定として、市町村の医療的ケア児支援の担当部署を決めることすとか、市町村が把握して医療的ケア児を関係部署が連携して支援できるよう協議の場を充実させること、退院する医療的ケア児の情報提供に協力を得られるよう、センターの職員、センター長が地域の中核病院を訪問することなどに取り組んでまいります。このほかの医療的ケア児支援センターの今年度の取組としまして、昨年度立ち上げました医療的ケア児支援の情報などを紹介する医療的ケア児支援センターWeb サイトの内容を充実させて、引き続き運営をしてまいります。また、3の専門研修でございますが、あいち医療的ケア児支援センターでは、今年度、保育士さんや教員の方を対象とした基礎的な研修2回、看護師さんなどを対象とした専門的な研修を1回、昨年度よりも募集人数を拡大して実施してまいります。また、4のその他として、社会資源調査としまして、非常用電源装置の購入補助などの医療的ケア児の支援に関する社会資源調査も進めてまいります。

続きまして、次の5ページを御覧ください。こちらで議題として挙げました、医療的ケア児(者)の実態把握の実施方針について御報告いたします。愛知県では、医療的ケア児(者)の実態把握を令和元年度に調査として実施しておりますが、それ以降の実態把握の方法や頻度については、昨年度第2回目の部会で、委員の皆様から幅広く御意見を賜りました。この時にいただきました御意見を踏まえて、実態把握の方法や実施主体など方針について、事務局案を今回作成しまして、議題として改めて御意見をいただきました。1の実施主体による比較では前回の部会での御意見を整理して、市町村による実施と県による実施とで場合分けをしたものでございます。それぞれの実施主体による調査についての御意見を比較しますと、市町村が実施する場合、地域ごとのニーズを把握することで、地域に応じた社会資源の整備や、個別性の高い医療的ケア児の個々の状況に応じた施策の検討につなげるといえることができます。また、市町村による実態把握を進めることができれば、市町村が把握した実態を積み上げるということによって、県全体の状況を把握することもできるというふうになります。一方で、市町村の取組状況には差がありまして、調査項目すとか、調査方法について大きく差が生じないように、県は実態把握の基本となる項目すとか、方法を示す必要があるという御意見もございました。また、県が実施する場合は、令和元年度調査と同様の内容と方法による実施を想定することとなりますが、前回調査との比較はこの場合は容易にできるものの、市町村が医療的ケア児を支援するための施策には直接的には繋がらず、また、前回の調査と同様に、医療機関の方々すとか、障害福祉サービス事業所の方々など、関係者の方々に再び調査に御協力をいただくことになり、多くの御負担をお願いすることとなります。これらのことを踏まえまして、今後の医療的ケア児の実態把握の方針について、右側の2から4のとおり事務局案を作成いたしました。事務局案の概要としましては、県が実態把握の項目等の案を市町村に示した上で、市町村が実態を把握するよう働きかけるというものでございますが、委員の皆様から概ね御賛同いただきました。また、市町村の実態把握によって、県全体の实態把握

がゆくゆくは可能となることから、県独自の調査について、その実施の必要性ですとか、調査の目的内容を検討する必要がありますが、今回の部会では特段このことについての御意見はございませんでした。今後は実態把握のための項目などを、市町村に対して示して、市町村による実態把握が進んでいくよう、まずは今年度第2回目の部会で、項目などの事務局案を伺っていき、市町村に対しては十分な準備期間が確保されるよう配慮しながら進めてまいりたいと思います。

鈴木会長

御説明ありがとうございます。ただいまの説明について御質問、御意見はございますでしょうか。大石部会長、よろしく願いいたします。

医療的ケア児支援部会 大石部会長

前回の調査の時に、個人情報保護の観点から、結構みんな実名を言わずに遠慮しながらやったのでかえって時間がかかったということがあります。そのため、この部会でも発言させていただきましたが、県の方で、そういう個人情報保護法に触れないような形だけれどきちんと実名を上げて調査しないといけないということがありますので、その辺りのルールづくりを県の方でしっかりやっていただいて調査をしていただきたいというようなことを要望いたしました。それから、この部会の中でも発言させていただいたのですが、要望で教育委員会に少しお願いがあります。豊川市内には御津あおば高校とって御津高校が名前変わって、外国人の方ですとか、不登校の方ですとか、療養中の方でも、学校に行けるということで、全日制と昼間の定時制という形でやっていただいて、大変今人気です。豊川市内に医療的ケア児で、気管切開をしていて、人工呼吸器がついていて、自分で発語ができるんだけど、手足が動かないので目でコンピューターで音声で会話できるという中学校3年生の子がいます。普通の中学校3年生として豊川市内の中学校に行って、豊川市が、階段昇降機を貸してあげて、それで今、普通に中学校生活を暮らしている子がいます。その子が大学進学までしたいということで、この御津あおば高校の進学を望んでいるんですが、療養中ということで、昼間の定時制はどうですかと言われてます。ただ、そうするとカリキュラムが足りなくて大学進学できません。全日制の方を要望していますが、バリアフリーのこともありますし、Zoomでも授業やっていただけるんですけど、今まで中学校に普通に3年間通学している子がZoomでずっと同級生と会わずに高校生活を過ごすんですかということもあって、できれば全日制で高校進学して大学にも進学していただきたいと思っています。例えば頭を柔らかくすると、階段昇降機はもうその子のために、豊川市が買ってあるものですから、豊川市に階段昇降機を貸してと言え、県の予算は一切使わずにそこは通学できるわけです。最終的には学校長判断ですけども、学校長が豊川市に関してとはなかなか言えないので、県の教育委員会が豊川市に貸してと言え、階段昇降機を借りて予算なしでその子は通学できると思いますので、そういった対応していた

だけたらと思います。実はもう1人、中学校2年生の医療的ケア児も高校進学を望む子がいて、その御津あおば高校か私学か今悩んでいる子がいるんですけども、私学の方で考えると、実績が1年ないと県からの助成は得られないので、環境整備にかかるお金を1年間、私立学校は予算がないままやらなくてはならず、実質、門戸が閉ざされているという形です。そのため、医療的ケア児を受けるための環境整備をするための設備費用について、1年間の実績の後にしか払わないというルールは、これはもう来るなということと同じなのでその辺りも少し考えていただきたいと思います。2点、お願い事がございます。

鈴木会長

ありがとうございます。前半部分が個人情報に関係のことで様式等についてということだったかと思います。それから後半は教育委員会に関係することでしたので、すぐに答えられないかもしれませんが、答えられる範囲でお答えできればと思います。よろしくお願いいたします。

教育委員会特別支援教育課 山田主査

今、お聞きした内容ですと、担当課が高等学校教育課とおそらく私学振興室になりますので、自分からお答えすることができませんが、申し訳ありません。

鈴木会長

その辺りは間を取っていただいたりとか、県の方から事情を説明していただくということでもまた御回答いただいたりとかということではできるのでしょうか。

教育委員会特別支援教育課 山田主査

情報を共有することはできますので、担当課に情報共有させていただきます。

鈴木会長

こういった個別の事例が上がってきて、解決に繋がっていくというところもこの協議会のいいところだと思いますので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

教育委員会特別支援教育課 山田主査

今回の事例の内容ですと、直接、高等学校教育課に学校から相談などが上がってくることもあります。高等学校教育課から学校に状況確認した後、学校と保護者等とのやりとりになります。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。それから個人情報の関係はよかったですでしょうか。個別の

名前を含めて上げていくというような様式で前回の部会でもお話をいただいていたという話だったかと思いますが。よろしかったですか。

医療的ケア児支援部会 大石部会長

既にお願ひしましたので。

鈴木会長

分かりました、ありがとうございます。では、その他、御質問や御意見等はございますでしょうか。江川委員、お願いします。

江川委員

医療的ケア児（者）の実態把握について、市町村ごとの調査というのは非常に重要だと思います。ただ、医療的ケアのある方は比較的市町村を跨いで利用されている方が多く、実際は豊橋に住んでいるけれど、生活のベースは豊川にあるというようなことがあるので、市町村単独でデータを持っていても意味がないような気がします。やはり、どこか圏域単位ぐらいで集約をしておかないといけないのかなと思います。よくあるのは、事業所で医療的ケアが必要なお子さんがいるけれども、調査を見ると名前がなく、実は別の市の方だということがよくあります。各地域に医療的ケアのセンターもありますので、そういったところを中心にしていただいで、一度圏域ベースで集約も必要ではないかと思ひます。御検討いただければと思ひます。

鈴木会長

ありがとうございます。実施方法や具体的な内容のところですので、また御検討いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。その他はよろしかったでしょうか。それでは次に移りたいと思ひます。順番が前後しますけれども、報告事項(1)あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について、議題(2) あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂については、内容が関連してきておりますので事務局からまとめて説明をいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

議題

(2)あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂について

報告事項

(1)あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

議題(2)あいち障害者福祉プラン 2021-2026 の改訂について及び報告事項(1)あいち障

害者福祉プラン 2021-2026 の進捗状況について、この2つは関連しておりますので、一括して説明させていただきます。資料 17 ページを御覧ください。(1) 障害者計画に関する事項でございます。表の一番左側に項目として、各施策分野を記載しております、その右側に県の現状値と本計画の目標を示し、その右側に太枠で進捗状況等を示しております。時間の都合上、主な項目のみ説明いたします。もう既に目標が達成された項目もございしますが、中ほど、上から5項目目の、成年後見制度利用促進に係る市町村計画を策定している市町村の割合につきまして、目標 100%に対しまして、54 市町村中 43 市町村で計画を策定し、進捗率は 79.6%となっております。計画策定時や、昨年度の数値と比較すると増加しておりますけれども、まだ策定できていない市町村は、マンパワー不足やノウハウがないといった体制整備が不十分な状況があると考えられますので、市町村職員等を対象とした研修の開催、また制度の周知等を通しまして意識向上を図ることなど、引き続き支援を行うとともに、目標達成に向けた進捗管理を今後も続けてまいります。また、下から数えて5項目目、障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率については、進捗率の欄にバー、横線が表記されております。これについては昨年度、調査を実施しまして、数値は把握済みではありますが、今年秋頃の愛知県歯科口腔保健基本計画の評価に合わせて、数値を公表することとさせていただきます。

次に 18 ページを御覧ください。(2) 障害福祉計画に関する事項でございます。一番左側の項目欄に対して、その右側に第6期計画の目標の進捗状況等の順に記載をしております。一番上にあります1の①地域生活移行者数の増加の項目でございますが、目標とする地域生活移行者数の142人に対しまして2022年度までの累計は、移行者数93人、進捗率65.5%となっております。右側の評価分析の欄に記載しておりますが、現在入所されている方は50代以上の方ですとか、区分5・6の方が多くなっている状況で、地域生活移行は難しい状況ではございますけれども、前回の第5期計画では、2017年度から2020年度までの4年間で88人、進捗率49.7%であった実績を踏まえますと、着実に地域移行が推し進められている状況と考えております。このため、一番右欄の今後の取組方策にありますとおり、受け皿となるグループホームの整備促進や支援の質の確保、グループホームの世話人の確保等に引き続き取り組んでいくとともに、県のプランの目標として今後も位置づけることにより、さらなる推進を図りたいと考えております。

続きまして、19 ページを御覧ください。(3) 県の地域生活支援事業の実施に関する事項でございます。一番左側の事業名及び指標に対して、見込と実績等を記載しております。いずれの指標も概ね見込どおりの実績を上げているところでございますが、下から数えて5番目の失語症者向け意思疎通支援者派遣事業など、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛などの影響によりまして、見込より低い実績となった事業がございます。この事業以外にも、2枚戻りますが、17ページ目の一番下、障害者スポーツ参加促進事業の参加者数ですとか、その次のページの真ん中ほど2の②1年以上長期入院患者数の削減の項目ですとか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、進捗率が低い事業がございま

すが、状況によりやむを得ないものと考えております。今後は、感染症対策に配慮しつつ、見込どおり実施できるよう努めてまいります。次の20ページから22ページの3枚につきましては、障害福祉サービス等の見込量に対する利用実績を記載しております。20ページは、2021年度から2023年度の3年間の推移、次の21ページは障害別の内訳、その次の22ページは圏域別の内訳を参考に添付しております。また、その次の23ページにつきましては、障害福祉サービス等以外の目標に対する見込量及び実績となっております。時間の都合で簡単ですが、進捗状況の説明は以上でございます。

次に、議題(2)あいち障害者福祉プラン2021-2016の改訂についての説明に入ります。資料戻りまして、6ページの資料4を御覧ください。1の趣旨でございます。本県では、障害のある人が地域で安心して暮らせるための総合的な計画として、あいち障害者福祉プラン2021-2026を2021年3月に策定いたしました。このプランは障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画、この三つを一つにまとめた県のプランでございます。次に、2の計画の内容及び3の計画期間でございます。2の(1)障害者計画は、県の障害者施策の考え方や方向性を定めるものでございます。本県では、3の(1)のとおり第4期計画を2021年度から2026年度までの6年間の期間として策定しております。また、2の(2)障害福祉計画及び2の(3)障害児福祉計画は、障害福祉サービス等の必要な量を提供できるよう、県内の提供体制を確保するための取組を定めるものでございまして、3の(2)のとおり、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画として、2024年度から2026年度まで3年間の計画を新たに策定することとしております。次に4のプランの見直しの範囲でございます。中ほどにある枠の中、計画期間のイメージ図を御覧ください。あいち障害者福祉プラン2021-2026は太枠の四角で表し、上段は国の障害者基本計画に基づき策定した、第4期障害者計画、下段は国の基本指針に基づく障害福祉計画及び障害児福祉計画として記載しております。この下段の障害福祉計画等については、左側の第6期障害福祉計画等として、2023年度を計画目標とした3年間の計画と、右側の2023年度策定予定の二つの期間の計画に分かれておりまして、今回見直しを行うのはこの右側の点線で囲まれた第7期障害福祉計画等の部分になります。その下の表を御覧ください。このプランは第1章から第9章まで9つの章で構成されており、このうち、見直しに係る主な部分は、第6章から第8章になります。7ページを御覧ください。資料左上でございますが、第6章は提供体制の確保に係る目標をですが、これにつきましては国の基本指針等に即して見直してまいります。具体的な内容につきましては9ページ以降を御覧ください。資料の中で、国の基本指針を参考として記載しております。今年5月に国で見直しが行われまして、例えば、地域生活支援拠点等の機能の充実では、変更と記載しておりますが、コーディネーター等の配置や支援体制及び緊急時連絡体制の構築などが追加されました。また、強度行動障害のある人に対する支援体制の整備が新たに目標として設定されました。このような国の見直しを踏まえて、現プランの見直しを行ってまいります。続きまして12ページ。資料4-別紙2を

御覧ください。こちらは第7章障害福祉サービス等の見込量と確保策に関する章でございますが、記載事項の枠の中に、国が変更や追加した項目は文字を四角で囲って記載しました。例えば1の(1)訪問系サービスにつきましては現プランではサービスを一括して設定しているところ、サービスごとに項目を分けて設定するよう見直しがされました。その下、(2)日中活動系サービスでは、一部追加と記載されておりますが、2025年度に創設見込であります、就労選択支援サービスの項目が追加されます。以下、変更等のある項目につきましては同様に、その旨を記載しております。続きまして、14ページの資料4-別紙3を御覧ください。第8章は目標一覧で、障害者計画に関する事項については、時点修正を行います。続きまして、次の15、16ページは障害福祉計画に基づく目標値になりますので、国の基本指針等の見直しに伴い、目標項目を見直します。また、その具体的な目標値につきましては今後、市町村等から数値を取りまとめるなどして策定してまいりますので、本日は具体的な数値は黒丸にて表記しております。最後になりますが、7ページにお戻りいただきまして、左側の5の今後の予定でございます。本日の第1回愛知県障害者自立支援協議会で御協議いただきまして、10月には障害者施策審議会のワーキンググループ、12月には第2回目愛知県障害者施策審議会で素案の検討を行うことを考えております。この愛知県障害者施策審議会のワーキンググループにつきましては、8ページ目に設置要領案ですとか、構成員名簿を添付いたしました。主に障害当事者の立場の方々12名にお願いしまして、プラン改訂に特化した検討の場を設けるものでございます。先週7月21日開催の愛知県障害者施策審議会においてお認めいただきましたので、現在、設置に向けた手続きを進めているところでございます。7ページにお戻りいただいて、5の今後の予定のところですが、年明け1月にパブリックコメントを行いまして3月の第2回障害者自立支援協議会等において、最終案を御協議いただき、プランを策定・公表していく予定としております。

鈴木会長

御説明ありがとうございます。報告事項と議題とで分量的にも中身が多かったので、いろいろと見えない部分もあるかもしれませんが、ただいまの説明について御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。松下委員、お願いします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。強度行動障害の方の支援について、この資料の中には出てきておりませんが、先般、愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会において、発達障害の方たちに関係する方々が集まり、この資料も実はその場で拝見しつつ、強度行動障害についても考えていきたいと思いますという話が出ていました。その時にも、この自立支援協議会と発達障害者支援体制整備推進協議会において情報をしっかりと共有連携しながら、強度行動障害について考えていきたいと思いますという話題が出ておりました。おそらく、

そちらの方でも何かしら意見がまとまってくると思いますので、連携しながら議論をしている場があるということをお委員の皆さん方にも共有していただくとよいのではないかと思います。直接、数値目標等に関わるわけではありませんが、一つ考えなくてはならないかと思っております。サビ管・児発管研修をやっている中で、セルフプラン率が非常に高い市町村がやはりまだあるということをお改めて認識しました。特段、どこの自治体かということまでは掘り下げていませんが、体制整備がやはりしっかり行き届いていないところがあるのだということを感じました。そうすると、この実績の中にも計画相談について目標の数を超えてはいるものの、そこに表れないセルフプラン率というものがありどこか裏にはあるのではないかなと思ったときに、それは事業者が足りないからなのか、はたまた違う問題があるのかといったところの掘り下げをお改めてしていかなくてはならないかと思っております。相談支援専門員の制度がスタートして相当年数が立ちましたので、ベテランの相談支援専門員の方たちが退職していらっしゃる中で、相談員の数、果たしてそのニーズに対して足りているのかどうかということをお、やはりどこかで改めて確認する必要があるかと思っております。1人の相談員さんが抱える件数があまりにも多く、モニタリングにも手が回らないということが起きてしまいますので、このあたりは体制整備に繋がる話ですけれども、数値目標や実績だけでは見えてないところをおどのような形で皆さんと共有しながら議論していくのかをお考えておく必要があるだろうと感じました。

鈴木会長

ありがとうございます。セルフプラン率については障害者相談支援アドバイザー会議の方でも、非常に問題視されていて、県の方で実態の調査をしてくださって、この3年間の推移などを数字比較してくださっております。その結果をお踏まえてこれからどうしていくということで、またいろいろと議論をお進められればと思っておりますけれども、事務局で何かお答えできるようなことがあればお願いします。

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

セルフプラン率については、先ほど鈴木会長から言われましたとおり、この後の項目である障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況のところでお、また少しお話をさせていただければと思っております。

鈴木会長

その他に御質問等がありましたらお願いします。

大石委員

15 ページの真ん中のところ、目標一覧のうち障害福祉計画に関する事項のうち、5③の「主に重症心身障害児を支援するための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス

事業所の確保」について、各市町村に少なくとも1か所以上確保する記載になっています。これまでは圏域に利用できる事業所があれば、その市になくてもよいということだったと思いますが、全部の市町村に整備するとなると、なかなか大変なことだと思います。特に、この2つの事業は、重心児を主としてやりますと赤字になる事業でございます。知的障害児の放課後等デイサービスは、送迎でも大勢を乗せてくれるので採算が合ってくるんですけども、重心児となりますと、看護師さんと運転士さんと最低2人で数人しか送迎できないとかいうことがあって、なかなか採算ベースに乗らないものを各市町村に全部配置するというのは厳しい目標だと思います。今まで圏域にあればよいということだったと思いますが、この扱いをなくすということでしょうか。

鈴木会長

事務局の方でお答えできますでしょうか。

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

児童発達支援センターの設置目標は、基本的に国の基本指針に沿った記載となっております。特段理由がなければ、目標としてはこのまま設定させていただければと思います。ただ、それで各市町村ができるかどうかというのはまたそれぞれの市町村の状況によるかと思えます。

(会議後補足：障害福祉計画に関する目標において、「主に重症心身障害児を支援するための児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」については、各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされております。ただし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととされており、従来と同様の取扱いとなっております。)

鈴木会長

その他よろしかったですか。木本委員、お願いします。

木本委員

障害福祉サービスの訪問系サービス数値ですが、見込量に対して実績は100%を超えています。ヘルパーが足りていないというのは、どこの市町村もおそらくすごく足りていないはずで、私たちの相談員もヘルパーを見つける、事業所を見つけるということが一番、時間がかかるというか、苦勞するところです。地域生活移行などに関しても、グループホームとか、そういったものもちろん大事ですが、質のことはあれ300か所以上増えています。一方で、今、実際に訪問系サービスがどこまで足りていないのか、実は足りているのかということはこの見込量と実績では分からないと思います。報告内容を変えるというのは無理だと思うので、これとは別に市町村の支給決定量と実績を出してほしいです。も

もちろん、支給決定は保険的などところもありますので 100%ということにはならないと思いますが、かなり乖離があるのではないかと考えています。そこを何とかしていかないと地域生活移行も進まないと思いますので、一度御検討いただけるとありがたいです。

鈴木会長

はい、ありがとうございます。今の御質問、御意見に対して事務局の方から何かお答えできますでしょうか。

障害福祉課 西川担当課長

今、木本委員の方から御指摘のありました件につきましては、次回以降の資料の作成の仕方のところを検討させていただきたいと思います。2点述べさせていただきますと、こちらは計画の進捗状況という表になっていますので計画に沿って書いてあります。ただ、参考数値として実態を反映したものを理解するための表として補足情報が必要だというような御意見だと思いますので、技術的な部分を除きまして基本的にはできる方向で考えていきたいと思います。また、当然ではございますが、これは県全域でのパーセンテージになりますので、これが100になったら全て足りているのかということと当然、地域偏在の問題含めまして判断していくということですので、実際の計画の数値は市町村ごとの数値もございまして、圏域ごとの数値もございまして、今回の資料は、全県比で出ささせていただいておるということで御了解をいただきたいと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。市町村ごとなのでこぼこが平均値になってしまうところがありますので、その辺りも実際の資料を見ながらまた検討ができればと思います。その他に御意見、御質問等ありましたら、よろしく願います。山田委員、お願いします。

山田委員

18ページの、2の精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、国が示している地域包括ケアシステムの14項目の中に、ピアサポーターの活用というところがあったと思いますが、精神に関しては、いろいろな症状に差があります。ピアサポーターが視点として当事者の方を大事にするということは非常に分かりますが、やはり半分は家族が担っています。最近では県内にある家族会の活動としては、当事者と親御さんがついて啓発活動などをやっています。いろいろな目線で見ると、ピアの人がどんどん就労するということなども大切ですが、やはりどういうふうに日常生活の中で生きているか、日々の生活そのものを家族とともにどうやっていくかということも大切だと思います。ピア活動ということでは、愛知県における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の事業の中の1から14項目の中に、ピア活動に関する事業がありますが、支援者ばか

りを育て上げても、支援者の人も本当に事業所と支援で大変だと思っています。ですから、ピアをどこまで考えていくか、家族会も非常に少なくなっていますが、やはり市町村で自立支援に出ている家族会の人達は、まだ余力がありますので、一緒に連携しながら、やっていく必要があるかなということを少し感じていますので、よろしくお願いいたします。

鈴木会長

ありがとうございます。ピアとともに家族会をどういうふうと一緒に活用させていただくかということだと思いますので、また、市町村の方でもそういった取組の方をよろしくお願いいたしますと思います。その他、よろしかったでしょうか。では、次に移りたいと思います。報告事項(2)から(6)について事務局から一括して説明をお願いしたいと思います。質問は後ほど、まとめてお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告事項

- (2)愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて
- (3)障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について
- (4)グループホーム整備促進支援制度事業実施計画について
- (5)第2期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況
- (6)あいち障害者雇用総合サポートデスクについて

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

私の方からは、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについて御説明させていただきます。資料24ページの資料6を御覧ください。1の見直しの趣旨でございますが、愛知県障害者差別解消推進条例は2016年4月に全面施行した条例でございます。現在見直しを進めているものでございます。見直しの概要につきまして自立支援協議会の方にも今回御報告させていただくということです。今回、見直しにつきましては二つの観点がございます。まず一つ目といたしまして、条例の附則に規定しております施行3年経過後の見直しに対する改正、二つ目といたしまして障害者差別解消法の一部改正法が2021年6月に公布されておりました。これは来年の4月に施行となりますが、それに合わせた条文の見直しでございます。次に2の検討状況でございます。見直しの検討につきましては、2021年度と2022年度に計4回のワーキンググループを開催いたしまして、併せて障害者団体の方や事業者団体の方にヒアリングも行い、条例見直しに係る意見の聴取、集約を行ってまいりました。資料には記載していませんが、今年21日の愛知県障害者施策審議会にも改めて御報告をさせていただいているところであり、2023年3月に閣議決定されております国の基本方針も参考に条例の見直し作業を進めてきたところでございます。基本方針の改正内容につきましては、資料に記載しているとおりでございます。続きまして、3の見直しのポイントでございます。これまでの議論を踏まえました見直しのポイントとして

3点ございます。まず、①といたしまして定義の明確化についてでございます。ワーキンググループ等の御意見を踏まえまして、定義の新設、追記を考えております。まず、内容といたしまして1点目として不当な差別的取り扱いの定義の新設、2点目といたしまして合理的配慮の定義の新設、3点目に障害者の定義のうち、今回、国の基本方針において追加されました、高次脳機能障害と難病について追記するという事と、4点目といたしまして、これは大きな話と言えますが、事業者の定義に非営利団体が含まれているということを確認にしたいということです。次に②といたしまして、助言、あっせん又は指導の求め等の対象範囲の拡大についてでございます。助言、あっせん又は指導の求め等の対象につきまして、法改正により民間事業者による合理的配慮の提供が義務化されたということがございますので、もともとありました県条例で不当な差別的取り扱いの禁止の違反に対するものに加えて、合理的配慮の提供違反につきましても、対象として考える方向で見直しを考えております。最後になります。③その他でございます。こちらは法改正に伴う条文見直しでございます。四つに分けてありまして、まず一つ目といたしまして、国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加でございます。国との連携の規定を追加、追記することとしております。二つ目といたしまして、事業者による合理的配慮の提供の義務化でございます。現行の努力義務から義務に見直しすることとしております。三つ目といたしまして相談対応の人材育成確保でございます。人材の育成及び確保の措置を追記することとしております。最後に四つ目といたしまして、情報の収集整理提供でございます。法改正におきましては努力義務というふうに位置付けられているものでございますが、現状愛知県におきまして、条例には記載しておりませんが県として情報の収集整理及び提供については、既に実施しているところがございますので、義務規定として新設し、条例の中に位置づけようとしております。なお、条文につきましてはただいま法規担当課と調整をしているところがございますので、記載のとおりとはならないこともございますので、その点は御承知おきいただきたいと思っております。以上で、愛知県障害者差別解消推進条例の見直しについての説明とさせていただきます。

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

続きまして、報告事項(3)障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況について御説明させていただきます。資料25ページを御覧ください。議題1としまして、地域生活支援拠点等の整備状況及び運営評価等についてのほか、議題2として、令和4年度地域アドバイザー事業の取組状況について取り上げました。地域生活支援拠点等について、前回会議から今回までの間に、3市町が新たに整備を進めました。この結果、令和5年6月現在で県内54市町村すべての自治体が整備済みとなりました。運用状況の検証・検討については、前年同時点で19市町村が対応未定となっておりますが、今年度6月時点では未定等は3市町のみとなり、大幅に実施状況が改善されております。一方で会議の中では、整備済みの拠点等でも、緊急時の受け入れ対応に苦慮しているなどの意見がありました。引

き続き地域アドバイザーとも協力しまして、相談支援体制の整備に向けた働きかけを進めていきたいと考えております。また、地域アドバイザーから相談支援体制の現状について、セルフプラン率が高いのではないかと感じている旨の御意見をいただきました。障害者御本人が真に御自身の意思でプランニングを行うのであれば、セルフプランはあくまで選択肢の一つでしかありませんが、相談支援を行う方のマンパワーが足りず、結果としてセルフプランを行わざるをえないようなことがあれば、相談支援体制としては懸念すべき状況であると考えます。また、会議の中でも、相談支援にかかる状況は、事業所の設置数などの影響を受けるため、地域によって差が大きいなどの話も伺っております。従いまして、県としましては、市町村に対してセルフプラン率等の照会を行い、各市町村でどのような状況にあるのか、セルフプランの取り扱い状況等を把握したいと考えており、この結果につきましては、今後の障害者相談支援アドバイザー会議を通して報告をしてまいりたいと考えております。

続きまして、報告事項（４）グループホーム整備促進支援制度事業実施計画についてでございます。26 ページ、資料 8 を御覧ください。本事業は平成 26 年度から実施しており、グループホーム整備促進と支援の質の向上を目標としております。1 の事業スケジュールを御覧ください。まず、スタートアップ相談会を 6 月 7 日に実施いたしました。その下 2 の事業内容の枠の中でございますが、スタートアップ相談会のところ午前中に支援コーディネーターによるグループホームの基礎や、行政による指定手続き・監査などに関する講義及びビデオ上映会を行い、40 名の方に御参加いただきました。午後は 1 グループ 5 人程度に分かれまして、支援コーディネーター 7 名により相談会を行いました。皆さん熱心に質問されておりました。次に、8 月から 9 月上旬にかけて、グループホーム見学・相談会を、合計 8 ヶ所を現地で実施することとしております。そのほか、11 月から 12 月にはモニタリング調査、1 月には既設事業者を対象としたグループホーム相談会を引き続き実施してまいります。また、モニタリング調査に関しては資料の下、3 の令和 5 年度事業の見直しのところにありますとおり、昨年度から、日中サービス支援型グループホームを対象に加えており、今年度は対象数をさらに拡大して実施していく予定としております。なお、本事業は量的整備のみならず、支援の質の向上の観点を含めて取り組んでいるところでございまして、例えば、6 月実施のスタートアップ相談会では、実例を用いて支援の難しさや大切さ、そしてそうした支援に対する工夫など、質の向上に向けた説明をするようにしております。

教育委員会特別支援教育課 西澤主査

続いて 27 ページ、資料 9 を御覧ください。第 2 期愛知県特別支援教育推進計画の推進方策の目標及び進捗状況について説明させていただきます。初めは幼稚園保育所等、小中学校高等学校の状況についてです。1（２）個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率向上のところを御覧ください。ここ数年、作成率、引き継ぎ率は、着実に伸びており

ます。とりわけ、通常の学級の教育支援計画の作成率について、昨年度に比べ、小学校、中学校、高等学校、すべて約 20 ポイント上がりました。これは令和 3 年度に作成した個別の教育支援計画啓発リーフレットを活用し、意識の向上が図られたことも一因であると考えております。また引き継ぎについては、毎年 1 月に本課より発出している、通知を通して引き継ぎに向けた働きかけが確実に行われてきている成果であると考えます。今年度、市町村教育委員会の担当者を集めて行う研修において、小牧市において令和 3、4 年度に実施した中高連携特別支援教育推進校研究の成果を発表し還元していくなど、今後も引き継ぎ率の向上を図る取組を進めてまいります。続いて 2 (1) 研修の充実を御覧ください。特別支援教育に関する研修会への参加については、すべての教員が適切な支援指導を行うための研修を受講するよう取り組んでおります。今年度も引き続き、YouTube 配信を使った研修を実施するなど、研修への参加の啓発に引き続き努めてまいります。最後に、3 (2) 高等学校の通級指導教室の設置について、設置校数の拡大等に取り組んでおります。今後も引き続き、高等学校における通級による指導のニーズを把握し、必要な環境等の整備の充実を図ってまいります。

教育委員会特別支援教育課 山田主査

続きまして、特別支援学校の実施状況について説明させていただきます。1 (2) 医療的ケアの充実についてです。各学校における医療的ケアを必要とする児童生徒数の増加とともに、医療的ケアの内容についても複雑化、多様化、高度化をしているため、適切な医療提供が実施できるよう、看護師の増員を図っております。2 教員の専門性の向上についてです。特別支援学校教諭と免許状の保有率 100%に向け、免許状未保有の教員すべてに対し取得に向けた計画を提出させ、県の認定講習や大学の公開講座などを受講して、早期に免許状を取得するよう強く指導するとともに、引き続き愛知教育大学を始め県内の大学に、現職教員に対する公開講座の拡充を要請するなど、速やかな免許状取得に向けた環境づくりに努めております。3 教育諸条件の整備です。令和 4 年 4 月に本県初となる知的障害と肢体不自由の学級を併置するにしお特別支援学校、令和 5 年 4 月に知多地区から千種豊学校へ通学する幼稚部小学部の幼児児童生徒の長時間通学の解消を図るため、千種豊学校ひがしうら校舎が開校しました。また、岡崎特別支援学校の安全対策と、学習環境の改善を図るため、令和 6 年 4 月に本宿町から美合町に移転します。最後に、4 就労支援の実施状況についてです。平成 27 年度から配置を進めております就労アドバイザーにつきましては、令和 4 年度に 1 名増員し 5 名の配置となり、新たな実習先や、就労先の開拓、企業等とのより良い連携のあり方について、専門的に取り組んでいます。また、知的障害特別支援学校の就労支援の充実を図るために進めていた知的障害特別支援学校高等部への職業コースにつきまして、令和 2 年をもってすべての知的障害特別支援学校の高等部において設置が完了し、職業教育の充実を図っております。なお、第 2 期愛知県特別支援教育推進計画の計画期間は今年度までの 5 ヶ年となっておりますので、目標数値の達成に向け、

引き続き努めてまいります。併せて、次期計画となる第3期愛知県特別支援教育推進計画の策定に向けた準備も進めてまいります。

就業促進課 園田課長補佐

あいち障害者雇用総合サポートデスクについて御報告をいたします。資料10を御覧ください。あいち障害者雇用総合サポートデスクの概要です。県と国の機関である愛知労働局が一体となって、地域の障害者就労支援機関と連携し、障害者雇用に取り組む企業をサポートする企業相談窓口として、あいち障害者雇用サポートデスクを運営しております。設置は2019年から、今年で5年目となっております。設置場所ですが、愛知県産業労働センター17階、ウインクあいちの中の、あいち労働総合支援フロア内でございます。利用対象は、企業の方及び障害者就労支援機関となっております。実施体制は、愛知県の職員が1名と、委託事業で実施しており委託事業者の職員が5名です。また、愛知労働局の職員1名と相談員1名の配置となっております。事業内容ですが、幾つかございます。まず一つ目といたしまして、企業相談窓口の設置運営です。障害者雇用に関する全般的な相談、助言、情報提供を行っております。続きまして、職場実習受け入れ情報の集約、情報発信です。これについては、ホームページがございまして、そこで職場実習受け入れ企業の一覧が載っていますので、またお時間ある時に見ていただければと思います。次に関係機関とのネットワークの構築とありますが、色々な関係機関、例えば障害者職業センターや、障害者就労・生活支援センター、就労移行支援事業所、市町村、その他の就労支援機関と連携しながら、場合によっては企業に御紹介しながら業務を進めているところでございます。続きまして、就労支援者の養成の研修を実施しております。基本的には、就労支援者の養成ですので、支援機関等施設の方ですとか、障害者就労・生活支援センターの方の研修を実施しております。また、今年度から、企業内援助者成研修を2回実施する予定となっております。今まで支援機関等の支援者の方を対象に研修を行っていましたが、採用しても、職場の環境が合わなくて退職してしまいますと障害者雇用が進まないということになりますので、外部の支援機関の支援者がを支援するだけではなく、企業の中、内側から支援していただく方が育っていただくように行うものです。それから、あいちジョブコーチの派遣もやっております。これは、目標が派遣回数120回となっております。このあいちジョブコーチですが、就労支援者の養成講座を受けた方ですとか、国の訪問型ジョブコーチを、あいちジョブコーチとして企業の方に派遣しまして、求職者の方の仕事の切り出しの相談対応や、色々な相談対応をしながら実践的な支援活動を行っております。続いて、障害者雇用PR動画の作成です。これは意識啓発ですが、毎年動画を3種類作成しまして、先ほど申し上げたホームページ上に掲載しております。障害者雇用優良企業の取組などの御紹介や、特定の分野で活躍する障害者の事例などを動画で御紹介をしています。次に利用実績ですが、2022年度のサポートデスク利用件数は6,347件です。内訳は、職場実習の相談が4,208件で、これが6割以上占めています。次に、多いのが実習、雇用、採用の相

談が1,159件です。また、今年度の5月末までの数字も記載しております。やはり、今年度につきましても職場実習の相談が一番多い状況になっております。あいち障害者雇用サポートデスクについて、大まかに御説明いたしましたが、障害者の雇い入れの段階から職場定着まで支援するような窓口となっておりますので、今年度も引き続き業務を実施してまいります。

鈴木会長

ありがとうございました。資料6から資料10まで多岐に渡っておりますので、どの項目についての御意見、御質問等であるのかをお話いただいてから、御意見いただければと思いますので、よろしくお願いします。はい、松下委員お願いします。

松下委員

資料の6と資料10について、お話を伺えればと思います。障害者差別解消推進条例について、法改正等に基づいた見直しをするということで、ぜひ進めていただきたいと思いますが、この中で大きく影響してくるのは事業者による合理的配慮の提供の義務化のところかと思っています。多くの事業者が関係してくることになりますので、例えば、条例を制定した後の周知方法として、経済団体の関係者などを通じた各企業への周知といったところまでお考えの予定があるかどうかお伺いしたいです。先ほどの障害者雇用のところにも影響してくると思いますけれども、実際にいろいろなお店や事業所等へ出向いていった時の合理的配慮の提供について、長く関わってきた福祉関係者等についてはある程度のイメージは持っていますが、一方でなかなか何ができるのかというふうに思い悩む方もいらっしゃると思いますので、何か道筋としてお考えのことがあれば、お伺いできればと思います。

それから、資料10についてです。あいちジョブコーチの派遣事業については随分と以前から取り組まれていることは承知をしていますが、実際に稼働状況はどうなっていますでしょうか。訪問型のジョブコーチのことも先ほど触れられましたが、どのルートで相談に来たかによって訪問型とあいちジョブコーチの使い分けに影響してくるのではと思いますが、何か就業促進課として住み分けをされているのか、あるいは基本的には訪問型を優先して使ってくださいというようなことがあったりするのか、その辺りについて稼働状況と併せて伺えたらと思いました。なかなかジョブコーチも早々に増えてく状況ではないと思っています。私の法人でもジョブコーチを養成しましたけれども、就労事業の充実を果たしていこうと思うと、外に訪問に出ることが、なかなか難しくなってきたという実感もあります。ですので、このあいちジョブコーチがもし充実していけば、うまく相乗効果で支援体制が確保できるのではと思いますので、その辺りのこれまでの取組や今後の展望といったような、あいちジョブコーチの先行きを伺えればと思いました。

鈴木会長

では、資料6と資料10に関する質問について、事務局から回答をお願いします。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

まず、資料6の障害者差別解消推進条例の関係で御質問のありました経済団体への周知の予定についてでございます。私どももこの条例の改正に伴いまして、ヒアリングを令和3年のときも行ったんですが、経済団体等にいろいろとお話を伺ってきているところがございます。やはり「合理的配慮という言葉をもそもも聞いたことがない。」というところから始まって、「どうすればいいのか非常に戸惑っている。」というお話をたくさん伺っているところがございます。具体的にどうしていかうかという話としては、今年度も実は経済団体の方に条例改正を進めておりますというお話をさせていただいた中で、できましたら皆様方がお集まりになるような機会があるようでしたら、こちらから、いわゆる出前講座のような形で少しお話させていただけないかというような話もさせていただいております。快くお受けいただけるというようなことも伺っておりますので、そういった機会を捉えて周知に努めてまいりたいと思っております。また、経済団体という御質問ではありましたが、先ほども申し上げたとおり、この事業者というのは、団体だけではなく、いわゆる非営利団体も含まれているところがございます。例えば社会福祉法人や、医療法人、もっと身近なところで言えばボランティア団体や自治会も、この事業者というところに含まれているところがございます。条例の中でも、もともと法律でも含まれていますが、そこが分かりにくいというお話もありましたので、なるべく条例の中でも明記したいということで、今、法規担当課とも詰めているところでして、そういったところにも機会を捉えて周知できるとよいと考えております。

鈴木会長

ありがとうございます。続いて、お願いします。

就業促進課 園田課長補佐

御質問ありがとうございます。あいちジョブコーチの件について御質問いただきましたので、御回答いたします。まず前提として、あいちジョブコーチは、毎年登録するものになり、養成研修をサポートデスクでやっております。この養成研修を受けた方と、国の研修を受けた方である「訪問型のジョブコーチ」の資格をお持ちの方が登録できます。業務については、特に業務をすみ分けているということではございません。その登録者の中で、企業の所在地、支援対象者の御年齢や性別といったものを考慮して適任と思われる方を派遣しているというのが現状となっております。基本的な考え方として、このあいちジョブコーチは、障害者職業センターが派遣している国のジョブコーチ制度に入る際には、アセスメントなどに時間がかかってしまいますので、緊急性があるとか、今すぐ対応してほしい

いとか、そういった場合にあいちジョブコーチが対応させていただく。お時間がかかりそうであれば、障害者職業センターを紹介するなどをしております。

鈴木会長

ありがとうございました。その他、時間の関係がありますので、あと1点ぐらいにさせていただきます。御質問等いかがでしょうか。大石委員、お願いします。

大石委員

合理的配慮にも関係しますが、ハラスメントとか、暴力について、事業者側の場合は監督官庁が指導する体制ができていますけれども、患者さんや利用者さん、その御家族の方など利用者側からの、介護側、福祉側へのハラスメントが、今、問題になっております。全国的にですが、在宅医療関係の3団体でアンケートを取りましたら、ほとんどが泣き寝入りで、暴力を受けた、刃物をちらつかされた、警察沙汰になった、もちろんニュースになりました殺されたというのもありましたけれども、そういったことを受けて、今、この1年近くずっと調査をしたりとか、提言書をまとめたりなどしています。先日も国の方にも陳情したりはしましたが、監督官庁であるところは、私たちの指導はするんだけど、患者さん側から私たちが受けたハラスメントや暴力については、話を聞いてくれるだけで何もしてくれません。未然に防げない、事件になったら警察が動いてくれるという状況の中で、何とか制度として作っていただけないかということと、県の立場でしたら市町村に担当課をきちっと決めて動いてほしいというふうにしてもらうとか、この合理的配慮を、事業所側に説明するだけでなく、市民にも説明していただきたいです。スタッフのマンパワーは限定されている中で、みんな一生懸命、サービスを提供しようとしていますが、それには限界があります。その限界を超えて、過度の要求される方がたまにいらっしやって、大きな声が出たりとか、暴力を振るったりとか、そういうことがたまにあるので、そういった時に、過度の負担を課さないといった合理的配慮の精神を、一般市民の方にきちんと普及させるような活動を県にやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木会長

それでは、事務局の方からよろしくお願いします。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

もちろん市民に対する周知活動というのもしていかなければいけないなと考えております。おそらく患者さんからのハラスメントの対応と言うと、障害者差別解消法とは違ってくるところもあるとは思いますが、当然過度な要求というのも、国の基本方針でも、こういったものが、過重な負担になるという考え方なども示されておりますので、そういっ

たことも含めて周知をしていければと思っております。

大石委員

市町村にも対応するようにしていただきたいです。

障害福祉課業務・調整グループ 矢ノ口課長補佐

言い忘れておりましたが、当然この法律が変わることと条例が変わることによって、私ども職員対応要領というのを定めております。もちろん自分達を律するものでございますけど、当然市町村においても対応要領というのを作っているところがございますので、そういったことも踏まえて、相談窓口のスキルアップも図っていかないといけないと思っておりますので、そういった県職員向けや市町村向けの研修もやっていければとは考えております。

鈴木会長

ありがとうございます。条例改正も含めて、おそらく県や名古屋市もでしょうし、あちらこちらでこういった相談であったり、いろんなことが出てくるかと思えます。それらの対応もまた大変なるかと思えますが、ぜひ体制づくりも含めて、よろしく願います。それでは、報告事項についてはこれで終了したいと思えます。最後に一つ、欠席委員の御意見について本日、参考資料としてお配りをさせていただいております。この件について事務局の方から御説明の方お願いいたします。

障害福祉課 西川担当課長

本日御欠席の手嶋委員から質問票をお預かりしております。こちらの内容ですが、障害福祉サービス等の総量規制に関する事項についての御質問でございます。総量規制とは、障害者総合支援法第 36 条第 5 項等に基づきまして、特定の障害福祉サービスの量が、都道府県が定める区域等において必要な量に達する場合に、事業所の指定をしないことができる運用の仕組みの通称でございます。いただいた質問に、順次お答えしたいと思います。まず、1 点目は、県として障害福祉サービス等の総量規制の実施をどう捉えているのかということでございます。まず本県といたしましては、今まで総量規制を実施したことはございません。県としての考え方についても今の時点で整理されているものではありません。ですので、担当課としていたしましてはという前提ではございますが、総量規制は法律に定められた運用ではあるものの、規制を実施する場合には、あらかじめ様々な観点から、関係者の皆様との十分な議論が必要であると認識しております。御質問の 2 点目は、中核市等で既に総量規制をやっているところについての情報提供の御依頼でございますので、県の把握している状況をお答えいたします。県内中核市等の事業所指定の実態でございます。今年度、豊橋市及び一宮市の県内二つの中核市において総量規制が行われる予

定だということを承知しております。豊橋市においては、生活介護、就労継続支援A型・B型、児童発達支援及び放課後等デイサービスにつきまして、令和5年10月以降の指定をしないということと、一宮市においては生活介護、児童発達支援の二つのサービスにつきまして、令和5年11月以降指定をしないというような規制が行われるということでございます。なお、いずれの市におきましても、強度行動障害児者や重症心身障害児者等を対象とする事業所に対しましては、総量規制を適用しない場合があるという旨の例外規定が設けられております。最後に3点目としまして、当該市の総量規制が県が今後作成するあいち障害者福祉プランにどのように反映されるのかということでございます。あいち障害者福祉プランと言いますか、今回改訂を行うのはそのプランの中の障害福祉計画の部分の主になるわけでございますが、障害福祉サービス等の見込量とその確保策について定めていくということになっております。この見込量を見込むにあたっては、そのサービスの利用に関する意向等を踏まえて設定されるものでございます。供給サイドの総量規制を行うかどうかにかかわらず、一定量が見込まれるものになりますので、計画数値への影響はさほどないものかと捉えております。

鈴木会長

ありがとうございました。事務局の方から説明をいただきました。この件についても引き続きいろいろなところで議論が出てくるかと思いますが検討をお願いしたいと思えます。それでは、この他に御意見等がありましたらお願いします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。国で子ども家庭庁が4月からスタートしました。都道府県や市町村においては、特にまだそういった子どもに関する部署を一元化していくというような話にはならないかなと思っておりますが、愛知県として国のこの動きに対して、子どもの支援、そこに障害児支援がどのように関わってくるのか、そういった方向性みたいなものが分かれば教えていただければと思います。従来どおり一般の子育て施策に関しては児童家庭課で、障害児支援に関しては障害福祉課であるということであるのか、あるいはまた何か別の方策を考えるのか、前者であればそれに伴っての連携として、情報共有の機会を持たれるのかなど、この辺りの将来の見込みについて何かあればお伺いできればと思います。

障害福祉課 佐藤課長

国において子ども家庭庁が設けられたということで、特段、愛知県の中で具体的に何か動きが出ているということはありません。従来どおり連携をしっかりと図って対応していくということになるかと思えます。よろしくお願いたします。

鈴木会長

ありがとうございます。その他まだ御質問、御意見等があるかと思いますが、その件についてはまた直接的にでも愛知県の方に御質問いただければと思います。予定時間から10分ほど過ぎてしまいましたが、以上をもちまして本日の議事につきましては終了とさせていただきます。この後は司会を事務局にお返しいたします。

障害福祉課地域生活支援グループ 山本課長補佐

鈴木会長、議事の取り回し、どうもありがとうございました。また、委員の皆様方には長時間にわたりまして、熱心な御協議をいただきまして、誠にありがとうございます。今回の議事録につきましては、後日、委員の皆様方に送付いたします。御確認いただきました後に、ホームページに掲載させていただく予定としておりますので、御了解いただきますようよろしくお願いいたします。以上をもちまして、2023年度第1回愛知県障害者自立支援協議会を閉会いたします。ありがとうございました。